

「奈良県 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」に対する
意見募集及び策定委員からのご意見の結果反映について

p. 32 第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状

2 介護保険サービスの現状

(4) 高齢者保健福祉に係るサービスを支える人材の養成確保

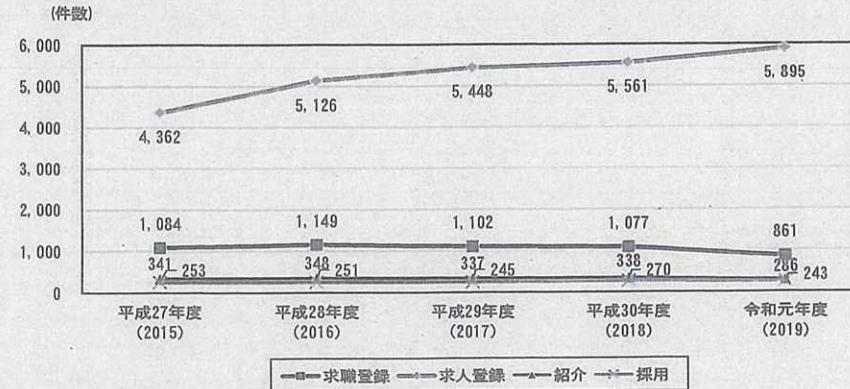
図表「職業照会事業の実績」

○福祉人材センターにおける職業紹介事業の実績

福祉人材センターにおける職業紹介事業の実績をみると、求人登録数は平成 27（2015）年度以降、増加傾向にありますが、求職登録数は平成 28（2016）年度以降、減少傾向にあります。また、いずれの年度においても、求人登録数は求職登録数の倍以上となっています。

紹介数と採用数は平成 27（2015）年度以降、増減しながら推移しています。

■職業紹介事業の実績



出典) 職業紹介実績報告(福祉人材センター・バンク)

p. 32 第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状

2 介護保険サービスの現状

(4) 高齢者保健福祉に係るサービスを支える人材の養成確保

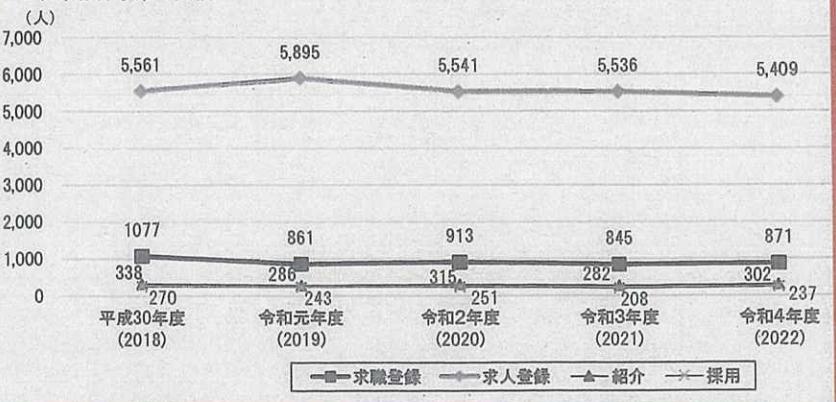
図表「職業照会事業の実績」

○福祉人材センターにおける職業紹介事業の実績

福祉人材センターにおける職業紹介事業の実績をみると、求人登録数は令和元（2019）年度以降、減少傾向にあり、求職登録数は平成 30（2018）年度以降、増減しながら推移しています。また、いずれの年度においても、求人登録数は求職登録数の倍以上となっています。

紹介数と採用数は平成 30（2018）年度以降、増減しながら推移しています。

■職業紹介事業の実績



出典) 職業紹介実績報告(福祉人材センター・バンク)

p. 52～53 第4章 施策の展開

II 在宅医療サービスの充実

(4) 在宅医療等の連携体制の整備・充実

施策の展開

○ 在宅医療（診療所医師等による訪問診療・往診）の整備・充実

- ・県医師会や地区医師会と連携し、医師を対象に在宅医療に関する情報提供や講習会・研修等を実施し、在宅医療への新規参入を促進する。

○ 在宅歯科医療の推進

- ・関係団体と協力し、在宅療養者や家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連係体制の構築に努める。
- ・在宅歯科医療、在宅口腔ケアを担当できる質の高い歯科衛生士の養成に努める。

○ 訪問看護師の育成・定着促進

- ・県看護協会と連携して、訪問看護に関する研修や交流会を実施する。
- ・在宅療養に関わる看護職員に対する特定行為研修の普及・啓発を図る。
- ・多職種連携により在宅医の負担感の軽減を図る。
- ・訪問看護師が安心して働き続けられるよう利用者からの暴力・ハラスメント防止のための取組を推進する。

○ 訪問リハビリ従事者の育成・定着促進

- ・県理学療法士・作業療法士会等と連携して研修や交流会を実施する。
- ・多職種連携による在宅医の負担感の軽減を図る。

○ 薬剤師・薬局の在宅支援機能の充実

- ・県薬剤師会と連携し、かかりつけ薬局、地域連携薬局、健康サポート薬局の普及啓発

p. 51～52 第4章 施策の展開

II 在宅医療サービスの充実

(4) 在宅医療等の連携体制の整備・充実

施策の展開

○ 在宅医療（診療所医師等による訪問診療・往診）の整備・充実

- ・県医師会や地区医師会と連携し、医師を対象に在宅医療に関する情報提供や講習会・研修等を実施し、在宅医療への新規参入を促進する。

○ 在宅歯科医療の推進

- ・関係団体と協力し、在宅療養者や家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連係体制の構築に努める。
- ・在宅歯科医療、在宅口腔ケアを担当できる質の高い歯科衛生士の養成に努める。

○ 訪問看護師の育成・定着促進

- ・県看護協会と連携して、訪問看護に関する研修や交流会を実施する。
- ・在宅療養に関わる看護職員に対する特定行為研修の普及・啓発を図る。
- ・多職種連携により在宅医の負担感の軽減を図る。

・暴力・ハラスメントへの対応力強化のための研修等により、訪問看護師が安心して働き続ける環境づくりに向けた取組を推進する。

○ 訪問リハビリ従事者の育成・定着促進

- ・県理学療法士・作業療法士会等と連携して研修や交流会を実施する。
- ・多職種連携による在宅医の負担感の軽減を図る。

○ 薬剤師・薬局の在宅支援機能の充実

- ・県薬剤師会と連携し、かかりつけ薬局、地域連携薬局、健康サポート薬局の普及啓発

変更前

p. 54 第4章 施策の展開

II 在宅医療サービスの充実

(5) 在宅看取りの普及・啓発と促進

施策の展開

○ 緩和ケア・看取りを支える在宅医療・介護の促進

- ・医師や介護サービス従事者などに、人生の最終段階における医療及びケアに関する理解促進を図る。
- ・医師会等と連携した、かかりつけ医への在宅医療や緩和医療、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに関する研修を実施する。

○ 「看取り」への理解促進

- ・看取られる人を近くで支える家族等の看取りに対する理解の促進を図る。
- ・市町村と連携して、広く県民に対して ACP 等を啓発する。

○ 消防との連携

- ・消防への高齢者の救急要請についての基本的な考え方を整理し、高齢者・家族に情報提供するとともに、ケアマネジャー・高齢者施設等へ情報共有を図る。

目標

○ 看取り加算・ターミナル加算の件数

看取り加算 1,806 件 (R3)・ターミナル加算 1,806 件 (R3) → 増加

○ ACP の普及・啓発に取り組む市町村数

17 市町村 (R4) → 39 市町村 (R8)

変更後

p. 53 第4章 施策の展開

II 在宅医療サービスの充実

(5) 在宅看取りの普及・啓発と促進

施策の展開

○ 緩和ケア・看取りを支える在宅医療・介護の促進

- ・医師や介護サービス従事者などに、人生の最終段階における医療及びケアに関する理解促進を図る。
- ・医師会等と連携した、かかりつけ医への在宅医療や緩和医療、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに関する研修を実施する。

○ 「看取り」への理解促進

- ・看取られる人を近くで支える家族等の看取りに対する理解の促進を図る。
- ・市町村と連携して、広く県民に対して ACP 等を啓発する。

○ 関係機関との連携

- ・消防への高齢者の救急要請についての基本的な考え方を整理し、高齢者・家族に情報提供するとともに、ケアマネジャー・高齢者施設等へ情報共有を図る。

目標

○ 看取り加算・ターミナル加算の件数

看取り加算 1,806 件 (R3)・ターミナル加算 1,806 件 (R3) → 増加

○ ACP の普及・啓発に取り組む市町村数

17 市町村 (R4) → 39 市町村 (R8)

p. 57 第4章 施策の展開

III 生活支援サービスの充実

(7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備

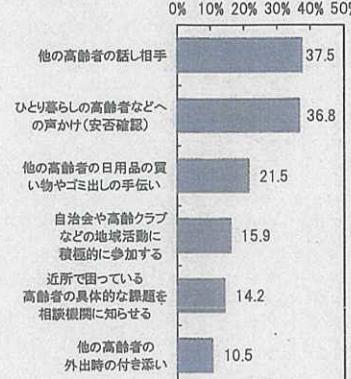
図表【地域で高齢者が支えあうために自分ができること】

III 生活支援サービスの充実

(7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備

【地域で高齢者が支えあうために自分ができること】

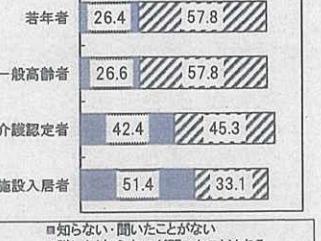
(一般高齢者)



出典)令和4年度高齢者の生活・介護等に関する県民調査

【成年後見制度の認知度】

(一般高齢者)



【ACPについて】

(一般高齢者)



■ 知っており、話し合ったことがある(医師・実践している)
 □ 知っているが、話し合ったことではない
 □ 聞いたことはあるが、詳しいは知らない
 □ 知らない、聞いたことがない
 □ 無回答

* 医師:実践したことがない・実践する機会がない

p. 56 第4章 施策の展開

III 生活支援サービスの充実

(7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備

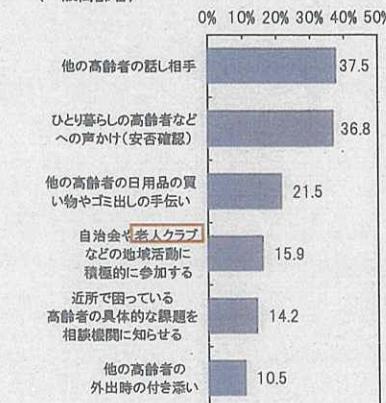
図表【地域で高齢者が支えあうために自分ができること】

III 生活支援サービスの充実

(7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備

【地域で高齢者が支えあうために自分ができること】

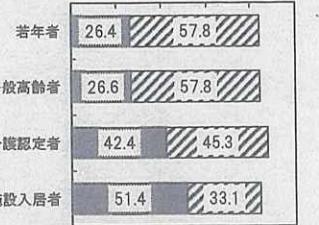
(一般高齢者)



出典)令和4年度高齢者の生活・介護等に関する県民調査

【成年後見制度の認知度】

(一般高齢者)



【ACPについて】

(一般高齢者)



■ 知っており、話し合ったことがある(医師・実践している)
 □ 知っているが、話し合ったことではない*
 □ 聞いたことはあるが、詳しいは知らない
 □ 知らない、聞いたことがない
 □ 無回答

* 医師:実践したことがない・実践する機会がない

p. 58 第4章 施策の展開

III 生活支援サービスの充実

(7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備

施策の展開

○ 生活支援体制の整備

- ・地域のニーズや資源に基づいたアプローチを強化し、市町村における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）などの活動を充実させ、高齢者の支え合いの活動への参加を促進する。
- ・生活支援コーディネーターや関連する生活支援体制の整備に取り組む関係者を対象とした研修会などの開催を通じて、支え合いや生活支援サービスの向上に関する情報共有を行い、好事例の横展開を図る。

○ 地域の互助による独居・単身高齢者への支援

- ・地域の実情に応じた市町村の取組を支援する。

○ 高齢者の権利利益の保護の促進

- ・市町村における成年後見制度の相談体制の整備支援や、制度の普及・啓発、市町村及び地域包括支援センター職員の資質向上研修、後見人材の養成などに取り組み、認知症高齢者等の権利利益の保護を促進する。

○ 高齢者虐待防止対策の推進

- ・市町村が実施する高齢者虐待防止の支援体制の強化を支援する。

○ 地域でのネットワークづくり

- ・地域包括支援センターを中心に、多様な関係者との協力ネットワークを活用し、生活支援体制整備事業等とも連携しながら、支援が必要な高齢者等の見守りとサポート体制づくりを推進する。
- ・高齢や障害を持つ家族のヤングケアラーを支援するため、市町村の児童福祉担当者の地域ケア会議等への参画を検討していく。

○ 自分らしく生きるための支援としてのACP（人生会議）の普及・啓発

- ・本人が自分らしく生きるために意思決定ができ、それを支える環境をつくるため、県と市町村及び医師会等の関係団体が連携し、ACPの普及・啓発を推進する。
- ・ACPの普及等に係る優良事例の横展開を図る。
- ・ACPの普及を契機として、人生の最終局面だけではなく、健康な時から自らの生き方について考える機会を創出する。

p. 57 第4章 施策の展開

III 生活支援サービスの充実

(7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備

施策の展開

○ 生活支援体制の整備

- ・地域のニーズや資源に基づいたアプローチを強化し、市町村における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）などの活動を充実させ、高齢者の支え合いの活動への参加を促進する。
- ・生活支援コーディネーターや関連する生活支援体制の整備に取り組む関係者を対象とした研修会などの開催を通じて、支え合いや生活支援サービスの向上に関する情報共有を行い、好事例の横展開を図る。

○ 地域の互助による独居・単身高齢者への支援

- ・地域の実情に応じた市町村の取組を支援する。

○ 高齢者が支え合う地域づくりの促進

- ・老人クラブ活動を支援し、地域において高齢者が互いに支え合うための活動を促進する。

○ 高齢者の権利利益の保護の促進

- ・市町村における成年後見制度の相談体制の整備支援や、制度の普及・啓発、市町村及び地域包括支援センター職員の資質向上研修、後見人材の養成などに取り組み、認知症高齢者等の権利利益の保護を促進する。

○ 高齢者虐待防止対策の推進

- ・市町村が実施する高齢者虐待防止の支援体制の強化を支援する。

○ 地域でのネットワークづくり

- ・地域包括支援センターを中心に、多様な関係者との協力ネットワークを活用し、生活支援体制整備事業等とも連携しながら、支援が必要な高齢者等の見守りとサポート体制づくりを推進する。

○ 自分らしく生きるための支援としてのACP（人生会議）の普及・啓発

- ・本人が自分らしく生きるために意思決定ができ、それを支える環境をつくるため、県と市町村及び医師会等の関係団体が連携し、ACPの普及・啓発を推進する。
- ・ACPの普及等に係る優良事例の横展開を図る。

- ・ACPの普及を契機として、人生の最終局面だけではなく、健康な時から自らの生き方について考える機会を創出する。

変更前

p. 70 第4章 施策の展開

III 生活支援サービスの充実

(11) 高齢者の社会参加

施策の展開

令和5年3月に制定した「奈良県高齢者が社会参加し、いきいきと活動することを促進して活力ある長寿社会の実現を図る条例」に基づき、以下の施策を推進する。

○ 高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくり

- ・高齢者が就労しやすい環境、ボランティアや非営利活動など地域活動に参加することができる環境、生涯学習や社会教育など高齢者が学びやすい環境、文化活動やスポーツ活動に親しむことのできる環境づくりを推進する。

- ・地域のニーズや資源に基づく、市町村の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等の活動の充実、支え合いの活動等への高齢者の参加を推進し、誰もが役割を持ったお互い様の関係が成り立つ支え合いの地域づくりを図っていく。【再掲】

○ 県民、事業者及び関係団体への啓発及び活動を支える人材の育成

- ・県民等に対し、高齢者が社会参加し、いきいきと活動することの重要性を周知し、活動を支える人材の育成を推進する。

○ 住民が自身の興味や関心に合った社会参加の機会を持ち、それにより健康増進や介護予防に寄与する場として、「多様な通いの場（月に1回以上、体操や趣味活動などが行われるサロンやサークル等）」への参加を推進する。

変更後

p. 69 第4章 施策の展開

III 生活支援サービスの充実

(11) 高齢者の社会参加

施策の展開

令和5年3月に制定した「奈良県高齢者が社会参加し、いきいきと活動することを促進して活力ある長寿社会の実現を図る条例」に基づき、以下の施策を推進する。

○ 高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくり

- ・高齢者が就労しやすい環境、ボランティアや非営利活動、老人クラブ活動など地域活動に参加することができる環境、生涯学習や社会教育など高齢者が学びやすい環境、文化活動やスポーツ活動に親しむことのできる環境づくりを推進する。

- ・地域のニーズや資源に基づく、市町村の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等の活動の充実、支え合いの活動等への高齢者の参加を推進し、誰もが役割を持ったお互い様の関係が成り立つ支え合いの地域づくりを図っていく。【再掲】

○ 県民、事業者及び関係団体への啓発及び活動を支える人材の育成

- ・県民等に対し、高齢者が社会参加し、いきいきと活動することの重要性を周知し、活動を支える人材の育成を推進する。

○ 住民が自身の興味や関心に合った社会参加の機会を持ち、それにより健康増進や介護予防に寄与する場として、「多様な通いの場（月に1回以上、体操や趣味活動などが行われるサロンやサークル等）」への参加を推進する。

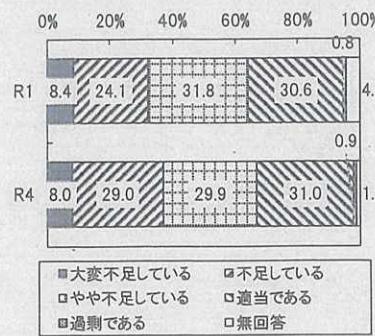
p. 76 第4章 施策の展開

- VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
 (14) 多様な介護人材の確保・育成・定着

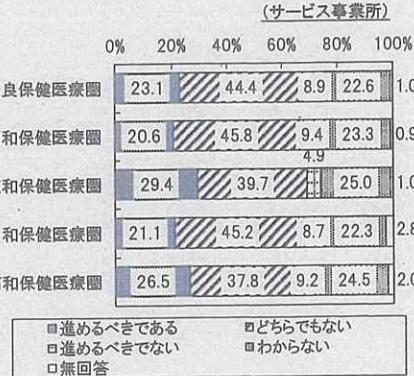
VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

- (14) 多様な介護人材の確保・育成・定着

【職員の過不足の状況】(サービス事業所)



【外国人介護人材の受け入れに対する考え方】



出典)令和4年度高齢者の生活・介護等に関する県民調査

施策の展開

- 介護人材の育成・確保・定着の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実
 - ・若者世代を含めた求職者への介護の仕事に対する理解促進と魅力の発信
 - ・高齢者に対して、就業機会の確保・就業先の拡大推進を行い、人材確保につなげていく。
 - ・県及び関係機関との協働連携により、奈良県福祉・介護人材確保協議会を運営し、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - ・奈良県福祉人材センター等の活動や支援の利便性の向上
 - ・介護人材確保に向けた啓発をはじめ、介護人材の育成・定着を目指した取組を推進する団体等に対する支援の実施
 - ・外国人介護人材を受け入れる事業者に対する支援の実施
- 働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり
 - ・良好な福祉・介護職場づくりに取り組む事業所を認定する福祉・介護事業所認証制度への登録事業者を増やし、求職者への情報発信と就業職員の離職を防止する。
 - ・ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進

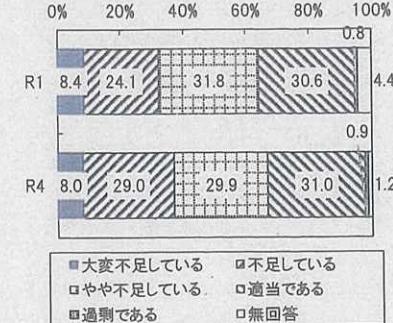
p. 75 第4章 施策の展開

- VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
 (14) 多様な介護人材の確保・育成・定着

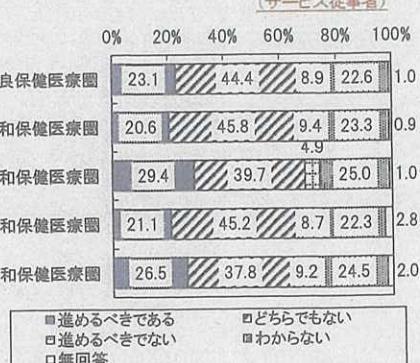
VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

- (14) 多様な介護人材の確保・育成・定着

【職員の過不足の状況】(サービス事業所)



【外国人介護人材の受け入れに対する考え方】



出典)令和4年度高齢者の生活・介護等に関する県民調査

施策の展開

- 介護人材の育成・確保・定着の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実
 - ・若者世代を含めた求職者への介護の仕事に対する理解促進と魅力の発信
 - ・高齢者に対して、就業機会の確保・就業先の拡大推進を行い、人材確保につなげていく。
 - ・県及び関係機関との協働連携により、奈良県福祉・介護人材確保協議会を運営し、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - ・奈良県福祉人材センター等の活動や支援の利便性の向上
 - ・介護人材確保に向けた啓発をはじめ、介護人材の育成・定着を目指した取組を推進する団体等に対する支援の実施
 - ・外国人介護人材を受け入れる事業者に対する支援の実施
- 働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり
 - ・良好な福祉・介護職場づくりに取り組む事業所を認定する福祉・介護事業所認証制度への登録事業者を増やし、求職者への情報発信と就業職員の離職を防止する。
 - ・介護事業所職員に対する研修等により、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進

- p. 4 第1章 計画策定に関する基本的事項
4 他計画との関係

4 他計画との関係

第9期計画については、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けて、この基本計画の歯車としての一翼を担うとともに、関連する保健医療計画・がん対策推進計画・スポーツ推進計画・医療費適正化計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり計画等と連携・連動し、その推進を図ります。

特に、奈良県地域医療構想の内容を踏まえ、令和6年3月策定の第8次奈良県保健医療計画との整合性を重視し、計画を推進します。

また、奈良県域地域福祉計画、奈良県障害者計画、奈良県高齢者居住安定確保計画等の高齢者関連計画との連携・連動を図ります。

さらに、第9期計画では、近年甚大な被害を及ぼす地震や風水害などの災害が各地で発生していることや、令和2（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、奈良県地域防災計画・奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性も重視し、計画の推進を図ります。

- p. 4 第1章 計画策定に関する基本的事項
4 他計画との関係

4 他計画との関係

第9期計画については、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けて、この基本計画の歯車としての一翼を担うとともに、関連する保健医療計画・がん対策推進計画・スポーツ推進計画・医療費適正化計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり計画等と連携・連動し、その推進を図ります。

特に、奈良県地域医療構想の内容を踏まえ、令和6年3月策定の第8次奈良県保健医療計画との整合性を重視し、計画を推進します。

また、奈良県域地域福祉計画、奈良県障害者計画、奈良県高齢者居住安定確保計画等の高齢者関連計画との連携・連動を図ります。

さらに、第9期計画では、近年甚大な被害を及ぼす地震や風水害などの災害が各地で発生していることや、令和2（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、奈良県地域防災計画・奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性も重視し、計画の推進を図ります。

参考書

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）」について

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための法律として制定する。認知症の人の人権と能力を十分に尊重し、相応に人権と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（二共生社会）の実現を推進する。

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、1～7を基本理念として行う。
 1 全ての認知症の人が、基本的人権を尊重する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
 2 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
 3 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対象構成員として、地域において安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関する意見を表明する権利及び社会のあらゆる分野における活動に参加する権利の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
 4 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
 5 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
 6 共生社会の実現に貢献する研究等を推進するとともに、認知症及び認知症の認知機能の障害による予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する判断的知識に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
 7 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

國・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
 國は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。
 政府は、認知症施策を実施するため必要な法改正又は財政上の措置その他の措置を講ずる。
 ④その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聽く。）
 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聽く。）（努力義務）

変更前

p. 61、65 第4章 施策の展開

IV 認知症施策の推進【奈良県認知症施策推進計画】

(9) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

(10) 適時適切な医療・介護等の提供

p.61

現状と課題

- 認知症になっても、本人やその家族の意見を尊重しながら、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指した施策を推進することが重要である。
- 認知症に関する相談機関について、「知っているところはない」との回答が一定数あることから、相談窓口・支援機関等を県民に広く周知し、早期からの相談を促進する仕組みづくりを推進していく必要がある。
- 認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和4年度末までに132,958人となり、県の人口に占める割合は約10.0%となっている。【再掲】

p.65

現状と課題

- 認知症になっても、本人やその家族の意見を尊重しながら、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにするためには、早期発見、早期受診・診断、早期治療が重要であり、認知症の容態の変化に応じて適時適切に医療・介護等が有機的に連携していくことが必要である。

変更後

p. 61、65 第4章 施策の展開

IV 認知症施策の推進【奈良県認知症施策推進計画】

(9) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

(10) 適時適切な医療・介護等の提供

p.61

現状と課題

- 認知症になっても、認知症の人やその家族の意見を尊重しながら、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすができるよう、一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指した施策を推進することが重要である。
- 認知症に関する相談機関について、「知っているところはない」との回答が一定数あることから、相談窓口・支援機関等を県民に広く周知し、早期からの相談を促進する仕組みづくりを推進していく必要がある。
- 認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和4年度末までに132,958人となり、県の人口に占める割合は約10.0%となっている。【再掲】

p.65

現状と課題

- 認知症になっても、認知症の人やその家族の意見を尊重しながら、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすができるようになるためには、早期発見、早期受診・診断、早期治療が重要であり、認知症の容態の変化に応じて適時適切に医療・介護等が有機的に連携していくことが必要である。

変更前

p. 62 第4章 施策の展開

- IV 認知症施策の推進【奈良県認知症施策推進計画】
 - (9) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

施策の展開

○ 県民への普及啓発

- ・認知症への正しい理解を持ち、認知症の人やその家族をさりげなく見守る認知症センターと、その講師役であるキャラバン・メイトを養成する。
- ・毎年9月21日のアルツハイマーデーと毎年9月の認知症月間を活用して、認知症に関する正しい理解・情報を普及し、啓発活動を積極的に行う。
- ・生活環境の中で認知症の人と接する機会が多いと考えられる職域（小売、金融機関、公共交通機関等）において認知症センター養成講座の受講を促進する。

○ 認知症の人やその家族の思いを発信する機会の創出

- ・認知症の人が「奈良県希望大使」として活動し、認知症になんでも希望をもって日常生活を過ごすことへの理解と普及啓発を図る。
- ・市町村、地域包括支援センター及び関係機関との連携を強化し、認知症の人が表現する思いに寄り添った支援を推進する。

○ 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

- ・認知症の人やその家族のニーズと認知症センターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ等）の設置・運営に向け、研修を実施する。

変更後

p. 62 第4章 施策の展開

- IV 認知症施策の推進【奈良県認知症施策推進計画】
 - (9) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

施策の展開

○ 県民への普及啓発

- ・認知症への正しい理解を持ち、認知症の人やその家族をさりげなく見守る認知症センターと、その講師役であるキャラバン・メイトを養成する。
- ・毎年9月21日のアルツハイマーデーと毎年9月の認知症月間を活用して、認知症に関する正しい理解・情報を普及し、啓発活動を積極的に行う。
- ・生活環境の中で認知症の人と接する機会が多いと考えられる職域（小売、金融機関、公共交通機関等）において認知症センター養成講座の受講を促進する。

○ 認知症の人やその家族の思いを発信する機会の創出

- ・認知症の人が「奈良県希望大使（地域版希望大使）」として活動し、認知症になんでも希望をもって日常生活を過ごすことへの理解と普及啓発を図る。
- ・市町村、地域包括支援センター及び関係機関との連携を強化し、認知症の人が表現する思いに寄り添った支援を推進する。

○ 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

- ・認知症の人やその家族のニーズと認知症センターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ等）の設置・運営に向け、研修を実施する。

変更前

p. 127~131 資料編

■市町村別高齢者数・高齢化率の推計

(令和5(2023)年)

地域	総数 (人)	65歳以上		75歳以上		85歳以上	
		実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
県計	1,294,312	422,356	32.6%	238,884	18.5%	75,300	5.8%
奈良市	349,774	113,584	32.5%	64,837	18.5%	21,146	6.0%
大和高田市	60,276	19,819	32.9%	10,933	18.1%	3,187	5.3%
大和郡山市	81,249	27,926	34.4%	16,121	19.8%	4,985	6.1%
天理市	61,188	17,094	27.9%	9,473	15.5%	3,130	5.1%
橿原市	118,981	35,651	30.0%	20,171	17.0%	5,981	5.0%
桜井市	53,490	17,693	33.1%	9,824	18.4%	3,230	6.0%
五條市	25,983	11,003	42.3%	6,065	23.3%	2,289	8.8%
御所市	22,689	9,968	43.9%	5,932	26.1%	2,045	9.0%
生駒市	114,987	34,468	30.0%	19,381	16.9%	5,393	4.7%
番芝市	77,501	19,184	24.8%	10,631	13.7%	3,160	4.1%
葛城市	37,259	10,481	28.1%	5,835	15.7%	1,618	4.3%
宇陀市	26,213	11,668	44.5%	6,355	24.2%	2,086	8.0%
山添村	2,975	1,536	51.6%	826	27.8%	310	10.4%
平群町	17,649	7,034	39.9%	4,261	24.1%	1,172	6.6%
三郷町	22,767	7,522	32.0%	4,261	24.1%	1,172	6.6%
斑鳩町	27,477	8,446	30.7%	4,481	19.7%	1,446	6.4%
安堵町	7,005	2,609	37.2%	1,412	20.2%	441	6.3%
川西町	7,863	2,833	36.0%	1,581	20.1%	433	5.5%
三宅町	6,211	2,311	37.2%	1,352	21.8%	351	5.7%
田原本町	30,930	10,067	32.5%	5,665	18.3%	1,800	5.8%
曾爾村	1,193	638	53.5%	346	29.0%	133	11.1%
御杖村	1,349	826	61.2%	517	38.3%	249	18.5%
高取町	6,340	2,766	43.6%	1,608	25.4%	635	10.0%
明日香村	4,880	2,107	43.2%	1,161	23.8%	446	9.1%
上牧町	20,947	7,758	37.0%	4,564	21.8%	1,559	7.4%
王寺町	23,798	6,879	28.9%	3,793	15.9%	1,078	4.5%
広陵町	34,014	9,281	27.3%	4,743	13.9%	1,337	3.9%
河合町	16,469	6,612	40.1%	4,002	24.3%	1,178	7.2%
吉野町	5,630	3,039	54.0%	1,752	31.1%	650	11.5%
大淀町	15,780	5,914	37.5%	3,033	19.2%	1,020	6.5%
下市町	4,504	2,239	49.7%	1,295	28.8%	529	11.7%
黒滝村	565	305	54.0%	173	30.6%	65	11.5%
天川村	1,078	575	53.3%	297	27.6%	129	12.0%
野迫川村	341	176	51.6%	116	34.0%	61	17.9%
十津川村	2,783	1,207	43.4%	692	24.9%	298	10.7%
下北山村	693	332	47.9%	202	29.1%	73	10.5%
上北山村	405	201	49.6%	126	31.1%	49	12.1%
川上村	1,076	604	56.1%	387	36.0%	156	14.5%
東吉野村	1,369	828	60.5%	498	36.4%	201	14.7%

出典) 奈良県推計人口年報

変更後

p. 127~131 資料編

■市町村別高齢者数・高齢化率の推計

(令和5(2023)年 10月1日現在)

地域	総数 (人)	65歳以上		75歳以上		85歳以上	
		実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
県計	1,294,312	422,356	32.6%	238,884	18.5%	75,300	5.8%
奈良市	349,774	113,584	32.5%	64,837	18.5%	21,146	6.0%
大和高田市	60,276	19,819	32.9%	10,933	18.1%	3,187	5.3%
大和郡山市	81,249	27,926	34.4%	16,121	19.8%	4,985	6.1%
天理市	61,188	17,094	27.9%	9,473	15.5%	3,130	5.1%
橿原市	118,981	35,651	30.0%	20,171	17.0%	5,981	5.0%
桜井市	53,490	17,693	33.1%	9,824	18.4%	3,230	6.0%
五條市	25,983	11,003	42.3%	6,065	23.3%	2,289	8.8%
御所市	22,689	9,968	43.9%	5,932	26.1%	2,045	9.0%
生駒市	114,987	34,468	30.0%	19,381	16.9%	5,393	4.7%
番芝市	77,501	19,184	24.8%	10,631	13.7%	3,160	4.1%
葛城市	37,259	10,481	28.1%	5,835	15.7%	1,618	4.3%
宇陀市	26,213	11,668	44.5%	6,355	24.2%	2,086	8.0%
山添村	2,975	1,536	51.6%	826	27.8%	310	10.4%
平群町	17,649	7,034	39.9%	4,261	24.1%	1,172	6.6%
三郷町	22,767	7,522	32.0%	4,261	24.1%	1,172	6.4%
斑鳩町	27,477	8,446	30.7%	4,481	19.7%	1,446	6.3%
安堵町	7,005	2,609	37.2%	1,412	20.2%	441	6.3%
川西町	7,863	2,833	36.0%	1,581	20.1%	433	5.5%
三宅町	6,211	2,311	37.2%	1,352	21.8%	351	5.7%
田原本町	30,930	10,067	32.5%	5,665	18.3%	1,800	5.8%
曾爾村	1,193	638	53.5%	346	29.0%	133	11.1%
御杖村	1,349	826	61.2%	517	38.3%	249	18.5%
高取町	6,340	2,766	43.6%	1,608	25.4%	635	10.0%
明日香村	4,880	2,107	43.2%	1,161	23.8%	446	9.1%
上牧町	20,947	7,758	37.0%	4,564	21.8%	1,559	7.4%
王寺町	23,798	6,879	28.9%	3,793	15.9%	1,078	4.5%
広陵町	34,014	9,281	27.3%	4,743	13.9%	1,337	3.9%
河合町	16,469	6,612	40.1%	4,002	24.3%	1,178	7.2%
吉野町	5,630	3,039	54.0%	1,752	31.1%	650	11.5%
大淀町	15,780	5,914	37.5%	3,033	19.2%	1,020	6.5%
下市町	4,504	2,239	49.7%	1,295	28.8%	529	11.7%
黒滝村	565	305	54.0%	173	30.6%	65	11.5%
天川村	1,078	575	53.3%	297	27.6%	129	12.0%
野迫川村	341	176	51.6%	116	34.0%	61	17.9%
十津川村	2,783	1,207	43.4%	692	24.9%	298	10.7%
下北山村	693	332	47.9%	202	29.1%	73	10.5%
上北山村	405	201	49.6%	126	31.1%	49	12.1%
川上村	1,076	604	56.1%	387	36.0%	156	14.5%
東吉野村	1,369	828	60.5%	498	36.4%	201	14.7%

地域	総数 (人)	65歳以上		75歳以上		85歳以上	
		実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
奈良	349,774	113,584	32.5%	64,837	18.5%	21,146	6.0%
西和	332,348	109,254	32.9%	62,956	18.9%	18,704	5.6%
東和	191,412	64,666	33.8%	35,939	18.8%	11,722	6.1%
中和	361,940	109,257	30.2%	61,014	16.9%	18,409	5.1%
南和	60,207	26,423	43.9%	14,636	24.3%	5,520	9.2%

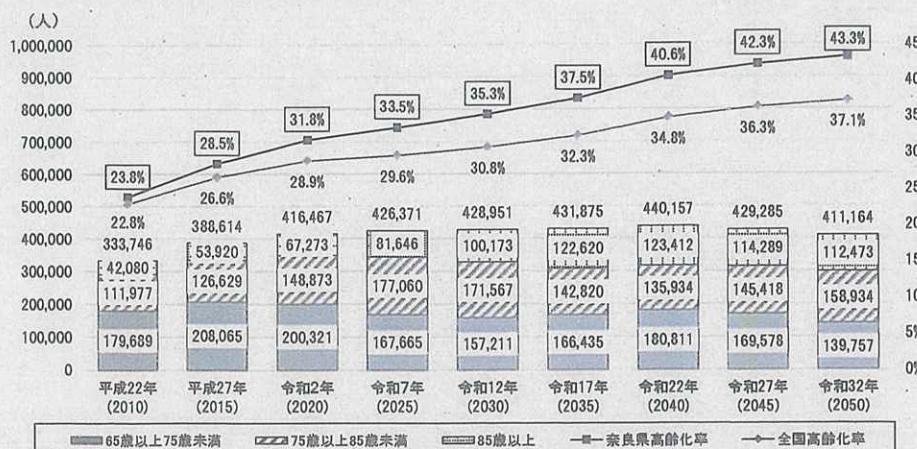
変更前

p. 12 第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移及び将来推計

■高齢者人口及び高齢化率の推移及び将来推計



出典) 奈良県…平成22年～令和2年は総務省「国勢調査」、

令和7年～令和27年は各市町村において推計した数値の積み上げ

全 国…平成22年～令和2年は総務省「国勢調査」、

令和7年～令和27年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(令和5年推計)

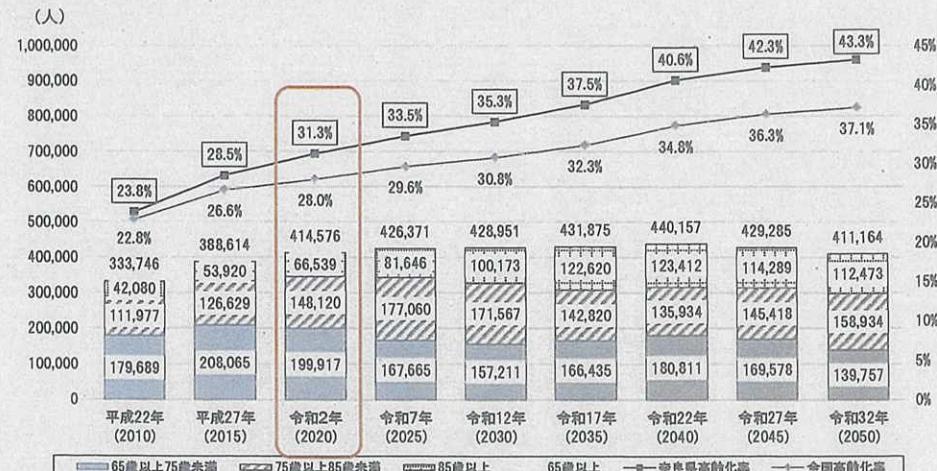
変更後

p. 12 第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移及び将来推計

■高齢者人口及び高齢化率の推移及び将来推計



出典) 奈良県…平成22年～令和2年は総務省「国勢調査」、

令和7年～令和27年は各市町村において推計した数値の積み上げ

全 国…平成22年～令和2年は総務省「国勢調査」、

令和7年～令和27年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(令和5年推計)

変更前

p. 140 資料編

○高齢者保健福祉に係る人材

■高齢者保健福祉に係る人材の推移

【単位：人】

区分		令和元年度 (2019)	令和4年度 (2022)	対元(2019)年度	
				増減数	増減率
福祉関係	社会福祉士	2,689	3,053	364	13.5%
	介護福祉士	19,020	21,381	2,361	12.4%
介護保険関係	介護支援専門員	8,122	8,462	340	4.2%
	訪問介護員	54,955	57,044	2,089	3.8%
保健・医療関係	医師	3,582	3,810	228	6.37%
	歯科医師	911	957	46	5.05%
	薬剤師	2,830	3,287	457	16.15%
	保健師	549	555	6	1.09%
	看護師	12,917	13,702	785	6.08%
	准看護師	2,064	1,974	-90	-4.36%
	歯科衛生士	1,460	1,591	131	8.97%

出典) 社会福祉士、介護福祉士は公益財団法人社会福祉振興・試験センター登録者数（年度末現在）

介護支援専門員は介護支援専門員実務研修受講試験合格者数

訪問介護員は訪問介護員養成研修（1級・2級・3級）・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修養成者数（令和元年度、令和4年度実施分）

医師、歯科医師、薬剤師は医師、歯科医師、薬剤師調査（統計）による人数

※令和元年度は平成30年度調査の数値、令和4年度は令和2年度調査の数値

保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士は衛生行政報告例による人数

※令和元年度は平成30年度調査の数値、令和4年度は令和2年度調査の数値

変更後

p. 140 資料編

○高齢者保健福祉に係る人材

■高齢者保健福祉に係る人材の推移

【単位：人】

区分		令和元年度 (2019)	令和4年度 (2022)	対元(2019)年度	
				増減数	増減率
福祉関係	社会福祉士	2,689	3,053	364	13.5%
	介護福祉士	19,020	21,381	2,361	12.4%
介護保険関係	介護支援専門員	8,122	8,462	340	4.2%
	訪問介護員	57,044	58,470	2,089	3.8%
保健・医療関係	医師	3,582	3,810	228	6.37%
	歯科医師	911	957	46	5.05%
	薬剤師	2,830	3,287	457	16.15%
	保健師	549	555	6	1.09%
	看護師	12,917	13,702	785	6.08%
	准看護師	2,064	1,974	-90	-4.36%
	歯科衛生士	1,460	1,591	131	8.97%

出典) 社会福祉士、介護福祉士は公益財団法人社会福祉振興・試験センター登録者数（年度末現在）

介護支援専門員は介護支援専門員実務研修受講試験合格者数

訪問介護員は訪問介護員養成研修（1級・2級・3級）・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修養成者数（令和元年度、令和4年度実施分）

医師、歯科医師、薬剤師は医師、歯科医師、薬剤師調査（統計）による人数

※令和元年度は平成30年度調査の数値、令和4年度は令和2年度調査の数値

保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士は衛生行政報告例による人数

※令和元年度は平成30年度調査の数値、令和4年度は令和2年度調査の数値